

# カードローン規定の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今般、2022年7月1日より、トマト銀行のカードローン「キューリ」に適用されるカードローン契約規定を以下の通り改訂いたしますので、お知らせいたします。

## 1. 改訂内容

改定前	改訂後
第2条（契約期間）  （新設）	第2条（契約期間）  6. 申込人について相続が開始した場合は、第1項の規定にかかわらず、カードローン契約期間は終了するものとし、申込人の相続人等がローンカードまたはキャッシュカードを使用した当座貸越を受けることはできません。
第8条（即時支払） 1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても、当然期限の利益を失い、直ちにこの契約を解約されても異議を述べません。  （6）相続の開始があったとき。	第8条（即時支払） 1. （同左）  （6）（本号を削除）

## 2. 改定実施日

2022年7月1日（金）

なお、上記以外の当社カードローンにつきましても、それに適用される規定において、「相続の開始」によりカードローンの貸越元利金の全額返済義務が生じるとする条項があったとしても、「相続の開始」のみを理由として貸越元利金の全額返済を求めることはいたしません。

今後、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

（2022年7月1日現在）